

# 行政

# たら



行政書士でない者が、官公署に提出する書類の作成を  
業として行うことは、法律で禁じられています。



奈良県行政書士会

2013年1月  
No.119

# 目 次

奈良県行政書士会会长 新年のごあいさつ	1
日本行政書士会連合会会長 行政書士制度構築に向けて	2
奈良県知事 平成 25 年新年ごあいさつ	3
職務上請求書の様式改訂に伴う無償差し替えについて	4
今般の行政書士用職務上請求書の偽造事件について(会長談話)	4
補助者更新について	5
平成 24 年度奈良県専門士業連絡協議会報告	5
平成 24 年度行政書士試験実施報告	6
広報月間の報告	6
奈良会のホームページがリニューアルされました!	6
研修指導部の活動報告	7
業務第 1 部の活動報告	10
業務第 2 部の活動報告	13
業務第 3 部の活動報告	15
Topic	16
新会員としての抱負	17
理事会だより	19
会員の動き	21
本会の動き	23
編集後記	24

# 新年のごあいさつ

奈良県行政書士会  
会長 末廣元孝

平成 25 年の新春を迎えるにあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様方におかれましては、本会運営にご理解とご協力を賜り、さらには業務の精励を通じ、社会貢献と行政書士制度の発展にご尽力をいたしておりますこと、あらためて厚く感謝御礼申し上げます。

本年 3 月で未曾有の被害を及ぼした東日本大震災より 2 年の歳月を迎えます。人智では対処できない放射能汚染の問題や、長期化する日本経済の低迷も相俟って、被災地における復興は大変厳しい状況にあります。また、私達の日常生活においてもデフレ・円高・雇用・エネルギー問題等々直面する課題は枚挙に暇がありません。

しかし、このような世相においてこそ、一昨年多くの方々が共感した「絆」・「共助」・「共生」の大切さを思い返し、明日への弛まぬ歩みが私達の未来を切り拓くものであり、まさに飛躍の機会であると確信しております。

さて、本会では昨年一年を通じて様々な取組みを実施して参りました。

コンプライアンスの推進においては、奈良県警察本部ならびに（公財）奈良県暴力団追放県民センターのご協力のもと、不当要求防止責任者講習を本会会員向けに開催し、暴力団対策法・暴力団等排除条例に関する理解を深めるとともに法律専門職としての社会的責任を果たす一助といたしました。

広報活動においては、広報誌「行政なら」の内容の充実をはかるとともに、昨年 12 月には直接的な広報として、県南北を結ぶ主要幹線である国道 24 号線沿いの野外看板に本会の広告を掲載いたしました。また、従来は 10 月に実施される行政書士制度広報月間において、ショッピングセンター等で開催をしていた無料相談会を、昨年 6 月より常設の相談会として月 1 回開催しております。相談員として会員有志のご協力も得、新聞社・コミュニティー誌等パブリシティ活動を展開し、相談者数も順調に推移しております。このような地道な社会貢献活動の積み重ねが、ひいては行政書士制度の周知・非行政書士排除に繋がるものと考えております。

本会規則等においては、処分に関する規則、処分の量定に関する要綱、文書管理規則、会員の情報の取扱いに関する規則等の制定をはかつており、引き続き清明正直な本会運営に資する会則・規則の整備を推進して参ります。

他にも検討が必要な課題等は山積しておりますが、「真に会員の利益に資する行政書士会の再構築」のスローガンのもと、執行部一同着実に歩みを進め、間断なくあらゆる問題に対する取り組みを推進していくことをお誓い申し上げるとともに、新年が皆様にとって益々発展の年になりますよう祈念し、年頭のご挨拶とさせていただきます。



# 行政書士制度構築に向けて

日本行政書士会連合会  
会長 北山孝次

平成25年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

日頃より、全国の行政書士会及び会員の皆様におかれましては、本会の事業運営にご理解、ご協力賜わるとともに、行政書士制度の発展にご尽力いただき、心より御礼申し上げます。

私も平成21年6月の定時総会で会長に選任され、平成23年6月の再任を経て、3年半余りの間、会長の職務を務めてまいりました。この間、行政不服申立て代理権の獲得を目指す法改正のための活動を中心に据え、各種事業に取り組むとともに、平成23年3月に発生した東日本大震災の復旧、復興への支援に対応してまいりました。これも会員の皆様のご理解の賜物と、重ねて感謝申し上げる次第です。

行政書士法第1条の「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資する」という理念の実現を目指し、「勝ち残る行政書士」「国民に寄り添う行政書士制度の構築」などのキーワードを掲げて会務にまい進してまいりました。

その理念実現のためにも、日行連の財政基盤の充実が必要と考え、昨年の定時総会で会費の改定を目指しましたが、残念ながら三分の二以上の代議員の賛意を得ることができませんでした。ある意味では「その前にやることがあるだろう」というメッセージだったと認識しています。

そのためには、日行連事業を見直し、行政書士制度構築のグランドデザイン（全体構想としての長期計画）をまとめ上げ、会員の皆様と共有を深めていくことが肝要で、それにかける努力が何よりも求められていると思います。グランドデザインの策定、共有のためには一定の時間と討議が必要と考えます。

先ず、日行連としてやらなければならない事業は断固として進めます。行政不服申立て代理権のような優先順位の高い法改正課題であり、職域の確保・拡大です。職域の確保は、従来から行政書士が行ってきた業務を守ることで、自動車保有関係手続ワンストップサービス（OSS）の中間登録展開への対応であり、昨今、浮上してきた他団体による業務侵害に対する対応などです。

この他に、廃棄自動車登録抹消手続や原子力発電所事故の損害賠償手続などを通じて実績を重ねてきた震災復興支援事業の継続も必要であり、超高齢化社会から求められるニーズにも応えていかなければなりません。

また、一昨年来の行政書士による職務上請求書の偽造事件報道により行政書士及び行政書士会の社会的信頼が大きく失墜しました。コスモス成年後見サポートセンターの事業も拡大するなか、この反省を踏まえ、会員や会のコンプライアンスに対する施策は、全てに勝る事業であり、待ったなしの事業であると考えます。

加えて、日行連の会館取得（新築又は賃貸を含む移転）への取組みも進めなければなりません。これは単に器だけの問題ではありません。行政書士制度の「総本山」として、円滑な事業推進のステージを確保することが、次世代を担う会員、役員に対する責務と考えるからです。

しかし、一方、会費の改定について「その前にやるべきことがあるだろう」というメッセージを受けて、どのような会務運営をするかということも、私をはじめ執行部に課せられた大きな課題です。

今年を、事業の見直しを含め、将来に向けたグランドデザインを決める新たなスタートの年とし、次の4項目を大きな柱に据え、今後、日行連において真摯な議論を経て、将来に向けての道筋を描いていきたいと考えます。

- ①行政不服申立ての代理権獲得と国民のニーズに応えられる行政書士制度の構築
- ②日行連事業の「スクラップアンドビルト」と「選択と集中」
- ③「社会貢献業務扶助制度」事業に係る検討
- ④会費滞納者に対する登録抹消の容易化の検討

引き続き会長として全国会員の先頭に立ち、間断なくまい進することをお誓い申し上げ、併せて、新年が奈良県行政書士会ならびに会員の皆様にとって益々発展の年となりますように祈念して、年頭のご挨拶とさせていただきます。



# 平成 25 年新年ごあいさつ

奈良県知事 荒 井 正 吾

謹んで新春のごあいさつを申し上げます。

新しい年が、奈良県行政書士会の皆様にとりまして幸多き年となりますよう、心からお祈り申し上げます。



さて、奈良県におきましては、今年も「県政の目指す姿」である「地域の自立を図り、くらしやすい奈良を創る」の実現のために、「紀伊半島大水害からの復旧・復興」、「経済活性化」、「くらしの向上」を柱として、直面する県政課題の解決に向けた取り組みを進めていくために、全力で取り組んでいきます。

また、一昨年大きな被害をもたらした紀伊半島大水害からの復旧・復興は、普段の生活を一日も早く取り戻すために、被災箇所の早期復旧に努めております。百年の計に立ち「災害に強く、希望の持てる」地域を目指して、地域の方々が将来にわたって安全に安心して住み続けることができるよう、引き続き全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えています。

そして、紀伊半島大水害及び東日本大震災等の経験・教訓を踏まえ、今後は同様の被害を防ぐために、具体的な被害の事例研究等を行い、災害の発生時に迅速かつ的確に対応できるよう防災計画を見直し、安心と安全の確保を図ります。

一つ一つの課題については、今後も知恵と工夫を凝らし、関係者と協議・調整を重ね、着実に進めていくことが大切であると考えています。良くなつたという実績を積み重ねることが、より良い暮らしを創造する力につながっていくと思います。

これからも、奈良をすこしでもよくしたいという願いを強くもちながら、県民の皆様のご意見やご提案に十分に耳を傾け、皆様と力を合わせて奈良のより良き未来を築いていきたいと考えております。

行政手続きの専門家として、行政書士の果たす役割の重要性がますます高くなる中、皆様が住民の代行者として、また官公署を結ぶきずなとして、今後のご活躍を期待いたしますとともに、一層のお力添えを心からお願ひ申し上げまして、新年のご挨拶といたします。

## 職務上請求書の様式改訂に伴う無償差し替えについて

総務部

職務上請求書の様式改訂に伴う無償差し替えについての日程ですが、平成24年12月3日から平成25年3月29日までの約4ヶ月間実施し、週2日（月曜日・金曜日。但し祝日、年末年始を除く。）13時から16時まで事務局にて役員・理事立ち会いの下、受け付けさせていただきます。無償差し替えを希望する会員は事務局へ、事前に予約の連絡をした上で差し替え当日にお越し下さい。

旧職務上請求書の使用期限は経過措置として、外国人住民票の写し等を交付請求する場合、様式表面にある「住民基本台帳法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項（4）」内の「□本籍」の後ろに「又は国籍・地域」を追記することにより、平成25年3月31日まで使用できる取扱いになっております。

平成25年4月1日以降は新様式の職務上請求書のみ使用可能となり、旧職務上請求書は使用できませんので、会員の皆様に於かれましては、何卒ご承知おき下さいますよう、よろしくお願ひ致します。

また、平成24年10月10日付で北山孝次日本行政書士会連合会会長から、行政書士用職務上請求書の偽造事件について談話が発表されましたので、下記の通り転載させていただきます。

平成24年10月10日

### 今般の行政書士用職務上請求書の偽造事件について（会長談話）

日本行政書士会連合会 会長 北山孝次

去る平成23年11月11日に偽造した職務上請求書を使用して、戸籍謄本や住民票の写し等を取得したとして、司法書士などが愛知県警に偽造有印私文書行使や戸籍法違反などの疑いで逮捕されました。更にそのうちの司法書士1名が東京都行政書士会の会員でもあり、行政書士の職務上請求書も偽造し、住民票の写しなどを不正取得したとして、12月13日に追送検されました。

また、今般、平成24年9月27日には、同じく偽造した職務上請求書を使用して戸籍謄本などを不正に取得したとして、個人情報取引を仲介する「情報屋」と呼ばれるグループなどが立件され、東京都行政書士会の行政書士1名と元行政書士1名が愛知県警により逮捕されました。

昨年の行政書士の追送検後に当職は「会長談話」を日行連HP（H23.12.19）や月刊日本行政（H24.2月号）に発表し、会員に対する注意喚起に努めてきましたが、再度の同種の事件報道により、国民からの著しい信用の失墜を招きました。

この二つの事件の関係は定かではありませんが、職務上請求書の偽造印刷が組織的に行われていたこと、偽造職務上請求書を使用した戸籍謄本等の不正取得が組織的に行われていた実態がうかがえます。その背景に、個人情報が取引されるヤミ市場やそれに関与する反社会勢力の存在もうかがえます。

言うまでもなく、職務上請求は行政書士や司法書士等が「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」を用いて、戸籍法及び住民基本台帳法の規定により、職務上必要がある場合に限り行使できることとされており、限られた資格者にのみ認められた国民利便のための制度です。それを悪用しようと近づいてくる勢力や彼らが繰り出す誘惑に、私たちは敏感でなければなりません。

昨年の事件が報じられるまでも、運用的、技術的な不正防止策に加え、研修等を通じて個々の会員のコンプライアンスの徹底に努めてまいりました。平成24年1月には、職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の改正を行い、平成24年度以降に配付する職務上請求用紙に日行連以外の者が印刷できない旨を表示する一方、印刷業団体にもその旨の周知を図りました。今後は加えて、反社会的勢力に毅然として対峙し、利用されないための知恵や職業倫理の確立がこの問題に対しても、喫緊の課題と考えるところです。

平成23年9月の会長会と11月の理事会で「暴力団等の排除に関する決議」を行いました。「交際しない」「利用しない」「金を出さない」「恐れない」の4ない運動の徹底や単位会への暴力団等排除対策委員会の設置努力などを掲げ、鋭意の推進をしているところです。

このような会員の不正への関与が、誠実に業務に精励している全国会員だけでなく、国民の皆様に対する背信行為となつたことを肝に命じ、再発防止のためのあらゆる取り組みを進めてまいりますので、行政書士制度に対する一層のご理解をお願い申し上げます。

## 補助者更新について

総務部

補助者を置く会員が補助者証の有効期間を超過し、更新申請手続をしないで、そのまま放置されているケースが多発しております。

補助者についての必要な手続等については、奈良県行政書士会補助者規則（平成21年4月規則第1号）に基づいて、会員の責任により行っていただいております。再度、当規則をご確認いただき、手続等に漏れ落ちのないようにお願いします。

つきましては、補助者証の更新申請については、補助者証有効期間満了の日の3ヶ月前から有効期間満了の日までとなっていますので、忘れないように重ねてお願いします。

## 平成24年度奈良県専門士業連絡協議会報告

総務部

平成24年10月23日（火）15時より奈良ロイヤルホテルに於いて、奈良県専門士業連絡協議会主催「資格者団体と暴力団排除条例」講演会が開催されました。

講演会は2部構成となっており、第1部は奈良弁護士会所属松本浩志弁護士、辻内誠人弁護士、畠中幸司弁護士より法律家の立場から豊富な資料に基づき「暴力団等排除条例」を解説していただきました。第2部は奈良県警察本部組織犯罪対策第二課・川本勝実警部より取り締まり現場の立場から暴力団の実情をリアルにわかりやすくお話しいただき聴衆者一同耳を傾けました。

奈良県行政書士会としても暴力団等排除活動を推進するにあたり、今回の講演会では課題解決のためのヒントをいただき、とても有意義な時間でした。

講演会終了後、懇親会が開催され、各士業10団体がグラス片手に交流を深めました。



## 平成 24 年度行政書士試験実施報告

総務部

秋が深まつた平成 24 年 11 月 11 日（日）本年度の行政書士試験が奈良産業大学で実施されました。本年度は 527 名の受験予定者に対し、430 名の受験者が当日の本番に臨んでいました。合格発表は平成 25 年 1 月 28 日（月）です。

試験当日 59 名の会員の皆様には大変な緊張を強いられる中、監督員・本部員として試験実施事務にご協力いただきました。おかげさまで、目立った事故やトラブルもなく、無事に終了することができました。この場をお借りして、当日対応していただいた会員の皆様には厚く御礼申し上げます。

来年度も様々な反省点を踏まえ、試験実施事務の向上に努めて参りますので、会員の皆様に於かれましては、より一層のご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

## 広報月間の報告

広報部

毎年 10 月は広報月間ということで、行政書士制度の周知と、無資格者等による行政書士業務の排除及び行政書士の資質の向上を目的として広報活動に取り組みました。

官公署及び関係団体に訪問し行政書士制度への理解を求めるとともに、奈良県及び県内各市町村には広報紙への掲載を依頼し、マスコミ各社にも広報月間の PR 活動への協力を呼び掛けました。その結果、13 市町村の広報紙及びケーブルテレビを含むマスコミ 6 社に取り上げていただきました。

10 月 7、8 日のイオンモール橿原及び同月 11、25 日の行政書士会での無料相談会では 40 件ほどの相談が寄せられました。相談内容としては相続や遺言等の民事関連事案を中心に近隣トラブルや会社設立等多岐にわたるものでした。

今年度初の取り組みとして、橿原市と生駒市のホームページにバナー広告を掲載しました。新たな広報手段として活用していきたいと考えております。



## 奈良会のホームページがリニューアルされました！

企画開発部

昨年 10 月、当会のホームページが装いも新たに再出発。

奈良らしいイメージの今までのページから、シンプルでモダンな現代風デザインに変更されました。今後とも、会員の皆様、また広く市民への情報発信を行っていきたいと考えておりますので、変わらぬご支援をお願いいたします。

なお、リニューアルと時期を同じくして、どなたにでもお使い頂ける形で、行政書士業務がユニークなアニメーションで説明されるブログパートを用意いたしました。ご自身のホームページ・ブログ等でご活用頂ければ幸いです。

HP アドレス : <http://www.gyoseinara.or.jp/>

## 研修指導部の活動報告

研修指導部

### ●伝達研修

■日 時：平成 24 年 9 月 12 日（水） 10 時～16 時 30 分

■場 所：奈良県行政書士会 会議室

■参加人数：7 名

■講 師：森田 光弘 会員

■テ ー マ：知的資産

#### ＜内容＞

##### ・知的資産経営報告書の作成事例

「知的資産」とは、特許やブランド、ノウハウなどの「知的財産」と同じ意味ではなく、それら「知的財産」を一部に含んだものであり、「高い品質」等の項目や、企業にある組織力、人材、技術、経営理念、顧客等とのネットワーク、さらには社長の経営手腕など、財務諸表には表示されない経営資源（無形の強み）の総称をいう。

##### ・種苗法の概要

###### ➤ 目的

新品種を育成した者に、国の審査・登録により一定の権利を与えることを通じて、品種の育成を新興し、種苗の品質等の表示に関する規定を定め、種苗の流通を適正化する。

###### ➤ 品種登録の要件

①区別性 ②均一性 ③安定性 ④未譲渡性 ⑤名称の適切性

##### ・著作権法の概要と登録制度

###### ➤ 著作物とは

思想又は感情（単なるデータ等は除く）を創作的（単なる事実や他人の模倣等は除く）に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの（工業製品等は除く）である。

###### ➤ 権利の内容

- ◇ 著作者人格権：著作者の人格的利益を守る権利（譲渡不可）
- ◇ 著作財産権：無断で○○されない権利（譲渡可能）

##### ・適切な営業秘密管理のススメ

###### ➤ 営業秘密とは

企業が秘密としている技術、ノウハウ、経営情報、顧客情報等は、「企業秘密」等といわれることがある。「営業秘密」は、このような「企業秘密」等とされる情報と重なることが多いが、不正競争防止法上の 3 要件（秘密管理性、有用性、非公知性）をすべて満たしたもののみが該当する。

###### ➤ 不正競争防止法上の 3 要件

- ◇ 秘密として管理されていること（秘密管理性）
- ◇ 有用な営業上又は技術上の情報であること（有用性）
- ◇ 公然と知られていないこと（非公知性）

## ●第5回基礎研修

■日 時：平成24年9月29日（土） 13時30分～15時

■場 所：奈良県行政書士会 会議室

■参加人数：19名

■講 師：野村 早香 会員

■テー マ：法人設立に伴う社会保険手続き入門

### ＜内容＞

#### ・社会保険とは

下記の国（公）が運営している保険のことを社会保険という。

- ①労働者災害補償保険 ②雇用保険 ③健康保険 ④年金保険
- （①②で「労働保険」③④で「社会保険（狭義）」と呼ぶ。）

#### ・労働者災害補償保険

- 労働者を一人でも雇う会社は加入しなければならない。
- 事業所単位で適用。
- 保険料は全額会社負担（労働者の負担なし）。
- 労働者ごとの加入届出は不要。

#### ・雇用保険

- 所定労働時間が週20時間以上、かつ、31日以上雇用される見込みのある労働者を一人でも雇う会社は加入しなければならない。
- 事業所単位で適用。
- 保険料は会社と労働者の折半+雇用保険二事業分（会社負担のみ）。
- 対象となる労働者の雇い入れ・退職ごとに取得・喪失届が必要。

#### ・健康保険・年金保険

- 常勤の役員就任・常勤労働者の雇い入れ、または、1週間の所定労働時間及び所定労働日数がフルタイムの正社員の4分の3以上になるパート労働者を雇い入れた場合に加入しなければならない。
- 健康保険・厚生年金保険は原則両方加入。
- 事業所単位で適用。
- 保険料は会社と労働者の折半+児童手当拠出金（会社負担のみ）
- 対象となる労働者の雇い入れ、退職ごとに取得・喪失届出が必要である。
- 法人は従業員の人数や業種にかかわらず強制適用事業所となる。
- 使用期間の労働者であっても要件を満たす場合は、加入が必要である。
- 加入者が70歳に達した時、厚生年金保険は資格喪失する。
- 加入者が75歳に達した時、健康保険は資格喪失する。

## ●インターネット研修

■日 時：平成24年10月17日（水） 13時～16時40分

■場 所：奈良県行政書士会 会議室

■参加人数：11名

■講 師：行政手続・サービスの実現 総務省 斎藤壽男 調査官

自治体業務の電子化と地域経営 株三井総研 中村秀治 部長

## ■テーマ：「電子申請について」（主催：日本行政書士会連合会 中央研修所）

## &lt;内容&gt;

## ・行政手続・サービスの実現

オンライン利用促進に関するこれまでの取り組み

- ① e-Japan戦略（平成13年1月IT戦略本部）
- ② 2003年にオンライン化率96%を達成
- ③ IT新改革戦略（平成18年1月IT戦略本部）
- ④ オンライン利用拡大行動計画（平成20年9月IT戦略本部）
  - ◇ 重点手続の選定
  - ◇ 重点手続を対象に利用促進
  - ◇ メリハリの効いた対応
- ⑤ 新たなオンライン利用に関する計画（平成23年8月IT戦略本部）
  - オンライン利用の範囲の更なる見直し

## ・自治体業務の電子化と地域経営

## ➤ I C Tの使いこなしで遅れる日本

- ◇ 「公的機関」のインターネット利活用として、公的機関への個人によるインターネットを介したやり取りの比率、学校におけるインターネット環境整備状況を取り上げて各国を比較すると、日本は双方とも他国に比べ下位に位置していることが分かる。特に公的機関とのインターネットを介したやり取りは、調査対象16カ国の中で最下位の値となっている。
- ◇ 「企業」におけるインターネット利活用として、ブロードバンド利用率、販売及び購入向けのEC利用率を取り上げて各国を比較すると、日本企業のブロードバンド利用率は最下位のイタリアに次いで低い値（75.9%）であり、販売及び購入向けのEC利用率についても、他国と比べて中位か下位に位置していることが分かる。

## ➤ 新たな公共体による新たな公共空間として整備

- ◇ IT基本法第7条改正
- ◇ 地域分割型PFI方式
- ◇ 産学官アクション

## ・マイナンバーと国民生活

マイナンバー制度による国民のメリット

- ◇ 社会保障給付の申請・届出等の際の国民負担が軽減される。
- ◇ より公平で正確に給付できるようになる。
- ◇ 社会保障に関する自己情報等の入手が容易になる。
- ◇ 税金の確定申告の際の国民利便が向上する。
- ◇ より公平で正確な税負担が実現する。

## ●平成24年度第2回新規登録会員研修

■日 時：平成24年10月29日（月）～31日（水）の3日間

■場 所：奈良県行政書士会 会議室

■参加人数：29日（11名）・30日（13名）・31日（11名）

## 業務第1部の活動報告

業務第1部

### ●基礎研修

- 日 時：平成24年10月18日（木） 13時15分～14時45分
- 場 所：奈良商工会議所4階小ホール
- 参加人数：17名
- 講 師：門野 貴洋 会員
- テ ー マ：建築士事務所登録申請の概要と事例解説

### ＜内容＞

#### ・建築士事務所登録申請

##### ➤ 建築士の業務等について

- ◇ 建築士は、他人の求めに応じ報酬を得て、次の業務を行うことを業とする場合は、建築士事務所の登録を受けなければならない（建築士法第23条）。ここでいう「他人の求めに応じ」とは、謝礼その他名称の如何を問わず、設計等の業務に対する対価を收受することをいう。また、「業」とは、反復継続して又はその意思をもって設計等の業務を行うことで、営利を目的とするか否かは問わない。
- ◇ 建設業者が建設業法の規定による建設業の許可を受け、請負の一環として、建築工事の設計、工事監理等の業務を行う場合も、建設業の許可のほかに、建築士事務所の登録が必要である。
- ◇ 法人が建築士事務所の登録を受けようとするときは、定款中の業務内容に、建築工事の設計、工事監理等の項目を掲げなければならない。また、支店や営業所等を設け、そこにおいて設計等を行う場合、それぞれ建築士事務所の登録を受けなければならない。

##### ➤ 管理建築士について

###### ◇ 管理建築士の専任性

- 建築士事務所の開設者は、建築士事務所を管理する専任の建築士を置かなければならぬ（建築士法第24条第1項）。
- 建築士事務所を管理する建築士は、事務所に常勤し、専ら事務所を管理する必要がある。このため、一人の建築士が複数の建築士事務所の管理建築士を兼ねることは、いかなる場合も認められない。管理建築士は、責任の所在を明確にする必要から、一事務所について一人に限られる。
- 管理建築士が宅地建物取引主任者や建設業法における専任技術者など他の業務を併せて行っている場合は、実質的に建築士法24条3項に規定された管理が十分に行われるかどうかによって判断されることになる。

###### ◇ 管理建築士の職務

管理建築士は、その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括し、その者と建築士事務所の開設者が異なる場合においては、建築士事務所の開設者に対し、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べなければならない（建築士法第24条3項）。

###### ◇ 管理建築士の要件

管理建築士は、建築士として3年以上の設計等の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた者（登録講習機関）が行う講習の課程を修了した建築士でなければならない（建築士法第24条2項）。

#### ・設計等の業務に関する報告書

平成19年6月20日の改正建築士法により、建築士事務所の開設者は、毎事業年度経過3か月以

内に、設計等の業務に関する報告書（業務報告書）を作成・提出することが義務づけられることとなつた（改正建築士法第23条の6）。

・廃業等届出書

建築士事務所の開設者は、廃業した場合、30日以内に廃業届を提出しなければならない（建築士法第23条の7）。

・登録後に必要となる手続

➤ 建築士事務所登録の更新

建築士事務所登録は、5年間有効である。更新を受ける場合、建築士事務所の開設者は、有効期間満了日の30日前までに、更新申請をしなければならない（建築士法第23条）。なお、有効期間満了日の3か月前から更新申請ができる。

➤ 各種変更の届出

建築士事務所の開設者は、一定の事項について変更があった場合は、2週間以内に変更届けを提出しなければならない（建築士法23条の5）。

## ●オープン研修

■日 時：平成24年10月18日（木） 15時～16時30分

■場 所：奈良商工会議所4階小ホール

■参加人数：43名

■講 師：奈良県土木部建設業指導室 村上係長 小窓主査

■テ ー マ：建設業許可申請手引きの改正点について

### ＜内容＞

・社会保険の加入状況の確認

➤ 概要

建設産業の持続的な発展に必要な人材を確保するとともに、法定福利費を適正に負担する企業による公正で適正な競争環境構築のため、建設業許可新規（業種追加を含む）申請・更新申請時に社会保険の加入状況を確認することとなった。

➤ 様式第20号の3「健康保険等の加入状況」の申請書類の様式追加

➤ 確認書類の追加

◇ 健康保険及び厚生年金保険

申請時の直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収書」又は「納付証明書」の写し

※「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬額決定通知書」でも可

◇ 雇用保険

申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書の写し

※「事業所別被保険者台帳照会」及び「雇用保険料納付済証明書」の写しでも可

・常勤性確認書類の見直し

「後期高齢者」及び「雇用保険適用除外となる従業員」に係る常勤性確認書類を簡素化

◇ 後期高齢者

「後期高齢者医療被保険者証」

+

「厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届」

● 対象外となる者は、住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）により確認

- 特別徴収を行っていない場合は、住民税課税証明書＋それに対応する源泉徴収簿により確認

又は

「個人事業主の所得税確定申告書」

給与支払者欄・専従者欄で氏名が確認できるもの（事業主は除く）

- ◇ 雇用保険適用除外となる従業員

「国民健康保険」

+

「個人事業主の所得税確定申告書」

給与支払者欄・専従者欄で氏名が確認できるもの

※ 「厚生年金保険 70 歳以上被用者算定基礎届」について

➤ 制度の概要

平成 19 年 4 月 1 日以降、厚生年金保険法第 27 条に規定する 70 歳以上の使用される者に、60 歳代後半の在職老齢年金制度が適用されることとなったため、70 歳以上被用者について届出が必要となったもの。

➤ 対象者

70 歳以上であって厚生年金保険の適用事業所に新たに使用される者、又は被保険者が 70 歳到達後も継続して使用される場合で次の要件に該当する者。

- 昭和 12 年 4 月 2 日以降に生まれた者
- 過去に厚生年金保険の被保険者期間を有する者
- 厚生年金保険法第 27 条に規定する適用事業所に新たに使用される者であって、かつ、同法 12 条各号に定めるものに該当しない者

・ 経営業務の管理責任者に係る許可業者の場合の完成工事高要件の見直し

経営業務の管理責任者の「経験の確認書類」において、その経験が許可業者に係るものであった場合でも、許可があったことに加えて完成工事高があったことも必要としていた取扱いを見直し、完成工事高要件を廃止。

・ 定款及び商業登記の「目的」欄の記載範囲の明確化

定款及び商業登記の「目的」欄には、申請される業種の名称や具体的な建設工事を記載することとしているが、その記載範囲の目安を明文化。

・ 外国人住民票に係る住民基本台帳制度開始に伴う見直し

外国人住民に係る住民基本台帳制度開始に伴い、外国籍の方については、許可の欠格要件の確認書類のうち市町村長の証明書（成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書）に代えて、在留カード、住民票または印鑑登録証明書を掲示することとする変更。

業務第 1 部は、今後も県と積極的に交流を図り、会員の皆さまの有益となるような情報の提供や専門的かつ実務的な研修を実施していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

## 業務第2部の活動報告

業務第2部

### ●第3回研修

- 日 時：平成24年8月25日（土） 10時～12時
- 場 所：奈良県行政書士会 会議室
- 参加人数：21名
- 講 師：川合 利章 会員
- テ ー マ：一般貨物自動車運送事業の許可申請について

#### ＜概要＞

一般貨物自動車運送事業とは、会社や個人の方から運送の依頼を受け、有償で自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く）を使用して貨物を運送する事業のことをいう。緑色地に白文字のナンバーで、運送に使用するトラックは小型貨物車（4ナンバーのトラック）・普通貨物車（1ナンバーのトラック）・特種車（8ナンバーのトラック）がある。事業を始めるためには国土交通省または地方運輸局の許可が必要である。これに対し、軽自動車を使用して運送事業を始める場合は事前に届出をすれば良く、車両も1台から始められるので比較的簡単に営業開始ができる。講義では一般貨物自動車運送事業許可申請（特別積合せ貨物運送を除く）を中心に説明があった。

#### 許可の要件

##### ①営業所について

- ・建物が都市計画法などの関係法令に抵触していないこと。
- ・借入の場合は賃貸契約が締結されている等、使用権原が明らかになっていること。

##### ②休憩・仮眠施設について

- ・原則として営業所または車庫に併設していることが必要。

##### ③車庫について

- ・原則として営業所または車庫に併設していることが必要であるが、併設できない場合、奈良県では営業所から5km以内であれば認められる。  
(奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市、生駒市、磯城郡田原本町を除く。)
- ・計画する事業用貨物車両の全てが収容できること。

##### ④車両数について

- ・最低5台以上の事業用貨物車両が必要。

##### ⑤運転者及び運行管理者・整備管理者について

- ・事業を始めるのに必要な運転者を確保すること。
- ・常勤の運行管理者・整備管理者を確保すること。
- ・運行管理者と整備管理者の兼任はできない。また運行管理者は運転手になることはできない。

##### ⑥資金計画について

- ・所要資金の見積もりが適切であり、十分な裏付があること。
- ・自己資金比率が50%以上あること。

##### ⑦その他

- ・貨物自動車運送事業の遂行に必要な法令を遵守すること。
- ・損害賠償能力があること（自賠責保険、任意保険の加入）。

## ●第4回研修

■日 時：平成24年10月27日（土） 10時～12時

■場 所：奈良県行政書士会 会議室

■参加人数：18名

■講 師：川合 利章 会員

■テー マ：一般乗用旅客自動車運送事業について

### ＜概要＞

一般乗用旅客自動車運送事業とは、他人の需要に応じ有償で自動車を使用して旅客を運送する事業で、1個の契約により乗車定員が11人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する事業のことをいう。一般タクシーや介護タクシーなどがこれに該当する。

今回の講義では福祉輸送事業を中心に、特定旅客・一般タクシー・ヘルパー有償運送の許可基準からみた相違点について説明があった。

#### 1. 許可申請処理の流れ

管轄の運輸支局へ申請→法令試験受験→法令試験合格→運輸局での書類審査→許可・不許可→（許可であれば）許可証の交付

#### 2. 許可の要件

##### ①営業区域について

- ・都道府県を単位とするものであること。
- ・発地又は着地が許可を受けた都道府県にあればよい。

##### ②営業所について

- ・申請者が土地・建物について3年以上の使用権原を有するものであること。  
→契約期間が自動更新される場合は、使用権原を有するものとする。
- ・営業区域内に設置すること。
- ・建築基準法、都市計画法等の関係法令の規定に抵触しないこと。

##### ③事業用車両について

- ・申請者が使用権原を有するものであること。
- ・福祉車両であること。  
→ヘルパー等の資格を有する者が乗務をすればセダン型車両も可。
- ・1両から可。

##### ④自動車車庫について

- ・原則として営業所に併設するものであること。併設出来ない場合は、営業所からの距離が直線で2kmの範囲内にあること。
- ・車両と自動車車庫の境界及び車両相互間の間隔が50cm以上確保され、かつ、営業所に配置する事業用自動車の全てを収容できるものであること。
- ・申請者が土地・建物について3年以上の使用権原を有するものであること。  
→契約期間が自動更新される場合は、使用権原を有するものとする。
- ・建築基準法、都市計画法等の関係法令の規定に抵触しないこと。
- ・事業用自動車の点検、整備及び清掃のための施設が設けられていること。
- ・事業用自動車の出入りに支障がなく、前面道路が車両制限令に抵触しないこと。  
→道路幅員証明書を添付すること。ただし国道の場合は必要ない。

##### ⑤休憩・仮眠施設について

- ・原則として営業所又は自動車車庫に併設するものであること。併設出来ない場合は、営業所及び自動車車庫のいずれからも直線で2kmの範囲内にあること。

- ・申請者が土地・建物について3年以上の使用権原を有するものであること。  
→契約期間が自動更新される場合は、使用権原を有するものとする。
- ・建築基準法、都市計画法等の関係法令の規定に抵触しないこと。

⑥運転者について

- ・普通自動車の「第2種免許」を取得していること。  
→セダン型車両については、ヘルパー等の資格も必要である。

⑦運行管理者について

- ・5両未満の場合は資格は不要である。5両以上の場合は、資格を有する者を選任し届出が必要である。

⑧整備管理者について

- ・5両以上の場合は、資格を有する者を選任し届出が必要である。  
→5両未満の場合は、従来は取引先の整備工場の有資格者に外部委嘱することが可能であったが、平成19年の法改正により原則禁止となっている。

### 業務第3部の活動報告

#### 国際グループ

●第1回研修会

- 日 時：平成24年10月19日（金） 10時～12時
- 場 所：奈良県行政書士会 会議室
- 参加人数：12名
- 講 師：奥 隆 会員
- テ ー マ：第1部 国際私法と国際結婚  
第2部 外国人の在留カードと住民票

＜概要＞

第1部では、法の適用に関する通則法のうち婚姻に関する部分と、国際私法特有の概念「反致」について概説がありました。

第2部では、平成24年7月に在留管理制度の改正において導入された在留カードの制度概要について説明がなされました。併せて、外国人登録法の廃止と住民基本台帳法の改正により導入された外国人の住民票についても説明がなされました。

#### 知財グループ

●第2回研修会

- 日 時：平成24年10月19日（金） 13時～15時
- 場 所：奈良県行政書士会 会議室
- 参加人数：11名
- 講 師：奥 隆 会員
- テ ー マ：商標法と商標調査

＜概要＞

ブランドやネーミングの法的な保護は、中小企業にとっても必要であり、行政書士が相談を受ける機会も案外多いと考えられます。そこで、ブランドやネーミングの保護を規律する法である商標法の概要と商標調査における①不正競争防止法と商標法の違い ②商標の登録要件 ③商標権の効力 ④商標の類似・非類似 ⑤商標調査の方法 ⑥弁理士との業務問題、について説明がなされました。

## 民事グループ

### ●第2回研修会

■日 時：平成24年10月26日（金） 10時～12時

■場 所：奈良県行政書士会 会議室

■参加人数：12名

■講 師：（第1部）奥 隆 会員 （第2部）坪田 尚子 会員

■テ ー マ：第1部 取引基本契約の諸問題 第2部 Webデザイナーからの相談

#### ＜概要＞

第1部では、製造業において取引基本契約を締結する場合に検討することになる①製造物責任と契約における製造物責任に関する条項 ②瑕疵担保責任 ③技術情報のやり取りと機密保持に関する条項 ④納入物件が第三者の特許権等を侵害していた場合の扱い、について概要説明がなされました。

第2部では、Webデザイナー（個人事業者）が、中小企業からWebデザインの製作委託を受けた場合の①請負契約と準委任契約の違い ②著作権の扱い ③個人情報（Webサイトに使用する顧客データ等）の扱い ④中途で契約が解除された場合の扱い、についてどのように契約するのか、事例研究形式で討論がなされました。

## 商工・風営グループ

### ●第2回研修会

■日 時：平成24年11月1日（木） 13時～15時

■場 所：奈良県行政書士会 会議室

■参加人数：13名

■講 師：設定なし（木谷慎一郎グループ長からの説明）

■テ ー マ：第1部 契約書作成の基礎知識 第2部 次回課題のポイント解説

#### ＜概要＞

第1部では、初学者向けに契約書作成の一般的な基礎知識について解説がなされました。

第2部では、自動車買取・販売業者が保有車両の保管及び販売の委託を行う事例についてどのような点が問題となるのか解説がなされました。

## Topic

### ◎外国人にも住民票◎

平成24年7月9日に改正住民基本台帳法（以下「住基法」という。）が施行され日本人と同様、外国人住民の住民票が世帯ごとに編成され住民基本台帳が作成されることになりました。日本人と同様に、世帯全員が記載された住民票の写し等が発行できるようになります。

- ・対象者 適法に3か月を超えて在留する外国人であって住所を有する者
- ・記載事項 氏名・生年月日・住所等の基本情報に加え、国民健康保険や年金等の被保険者に関する事項や国籍等
- ・届出 住所を移した場合、日本人と同様に転出・転入の届出を市町村長に行う。

外国人登録原票に記載されていた本国における住所や旅券番号等の情報は住民票には記載されません。

法務大臣と市町村長との情報のやり取りにより、外国人住民の方が地方入国管理局等と市町村それぞれに届出するといった負担が軽減されました。



## 新会員としての抱負

後 呂 美 樹

平成 24 年の 8 月に登録いたしました後呂美樹と申します。

行政書士を志してから、必死の思いで何も分らないまま独学で勉強し、2 年かかって、やっと試験に合格することができました。憧れの職業でしたので、登録完了の連絡を頂いたときは、本当に嬉しかったです。登録して改めて思ったのですが、行政書士は業務の範囲がとても広く、勉強しなければいけないことが山ほどあり、忙しく充実した毎日を過ごせています。

不器用なので、勉強や仕事が中途半端になることがないように業務を絞って、頑張っていきたいと思います。

まだまだ、本当にまだまだ勉強不足で半人前ですが、諸先輩方が築いてこられた行政書士の品位を貶めることのないよう、一生懸命、勉強に、業務に励んでいきたいと思います

原 正 司

平成 24 年 10 月 2 日に入会しました原と申します。入会の事務手続き時は、事務局の方々に大変親身になってご指導していただき感謝申し上げます。有難うございました。

私は、長く建設行政の土木技術者として従事してきましたので、なにぶん視野が狭いので、行政書士の仕事が多種多様にわたり、世間では頼れる街の法律家といわれており、このような仕事をこなすのには、大丈夫かなあと戸惑っているのが現状です。その点をよく見極めて、先ずは、建設行政の許認可申請及び不動産の方面の仕事に取組み、一つ一つ熟しながら顧客の要求に応えられ又信頼される行政書士に近づきたいと考えている次第です。今後とも、会員諸氏の皆様、事務局のご指導を賜りながら日々研鑽いたしますのでよろしくお願ひします。

相 賀 文 絵

この度、平成 24 年 10 月に奈良県行政書士会に入会いたしました相賀文絵と申します。

私は大学卒業後、6 年半弁護士事務所で勤務してきましたが、この度独立する為に退職し、生まれ育った奈良市内の自宅で開業いたしました。

行政書士資格と社会保険労務士資格を活用し、私を育ててくれた地域の皆様に貢献できたらと思っております。

初めてのことだらけで、諸先輩の皆様にはご迷惑をおかけすることと思いますが、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願ひいたします。

田 中 博 子

平成 24 年 10 月に奈良県行政書士会に入会し、桜井市で開業させていただくことになりました田中博子と申します。地方公務員として 12 年間勤務後、子育てのために退職、育児やアルバイトの傍ら行政書士や他の資格試験に挑戦し続け、この度ようやく念願の行政書士になることができました。

皆様のお仲間に加わることができて、大変感激しています。思えばこれまでの人生、人の助けがあったからこそ、今の自分があるのだと痛感しております。これからも御縁や絆を大切にしながら、「人生一生勉強」を胸に謙虚に素直に困っている方々のお役に立てる行政書士を目指して、日々成長していきたいと決意しています。諸先輩方々には、今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願ひいたします。

野間野 敬 三

平成24年の6月にサラリーマン生活に終止符を打ったので、これからは、自立した第二の人生を始める決意です。今まで、勤めてきた企業から、多種多様な経験と知識をさせて頂きました。今思えば、自分にとっては、たいへん貴重な財産を得たと感謝しています。これからは、培った経験と知識を生かした仕事ができる事務所を作りたいと考えています。何事においても、ことを成すということは、相当の覚悟とやる気と、そして周りの人たちの協力が必要だと考えています。1人でできることなどはたかが知れています。同じ行政書士を営む先生方は、ライバルであっても、良き理解者であり、協力者でもあります。もちろん、他の士業の方とも連携を取り、仕事に臨んで行きたいと考えています。常に易きに流れる自分ですが、そんな自分の心を奮い立たせ、挑戦する気構えこそ、仕事に取り組む姿勢だと考え、頑張って参ります。

岡 崎 仁

平成24年11月1日より奈良県行政書士会に入会させていただきました岡崎仁と申します。平成21年より奈良市の近鉄大和西大寺駅にほど近い事務所にて司法書士業務を行っております。司法書士業務については勤務期間も含めると7年ほど従事していますが、行政書士の許認可や入管関係等の固有業務については全くの初心者ですので、今後研鑽に励みつつもなにぶん経験不足ゆえ先輩方のご指導いただく機会が多々あろうかと思います。その折は何卒よろしくお願ひ致します。

また、今後は司法書士兼業を生かして行政書士の先生方と業務で一緒に出来ると大変有難く、またそういう案件も是非あればよいなと思っております。何かございましたら、なんなりとお申し付け下さい。今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

## 理事会だより

<p>平成 24 年 10 月 20 日 (土) 午後 3 時</p>	<p>会長挨拶 理事の指名 任命書の交付 議長の指名 議事録署名人の指名 前回理事会議事録 (案) の確認</p> <p>日程第 1 議決 (同意) 事項 議案第 1 号 綱紀委員会規則の一部改正について 議案第 2 号 奈良県行政書士会会員の処分に関する規則の制定について 議案第 3 号 奈良県行政書士会会員の処分の量定に関する要綱の制定について 議案第 4 号 部長及び副部長の選任について 議案第 5 号 選挙管理委員会委員の選任について 議案第 6 号 部員の選任について</p> <p>日程第 2 協議事項 協議第 1 号 職務上請求書無償差し替えスケジュールについて (総務部) 協議第 2 号 奈良県行政書士会が主催する相談会での相談員への特別日当支給について【継続審議】 (経理部)</p> <p>日程第 3 報告事項 報告第 1 号 新規入会登録者報告 (総務部) 報告第 2 号 貸料改定覚書について (総務部) 報告第 3 号 試験場第 2 回下見実施について (総務部) 報告第 4 号 平成 24 年 9 月度予算執行状況について (経理部) 報告第 5 号 広報月間のマスコミ各社表敬訪問の件 (広報部) 報告第 6 号 奈良県行政書士会広報看板の件 (広報部) 報告第 7 号 奈良会ホームページリニューアル完了について (企画開発部) 報告第 8 号 退会行政書士の非行政書士行為について (監察部) 報告第 9 号 国際グループ研修会【奥隆グループ長】について (業務第 3 部) 報告第 10 号 商工・風営グループ研修会 (木谷慎一郎グループ長) について (業務第 3 部) 報告第 11 号 知的財産権グループ研修会【奥隆グループ長】について (業務第 3 部) 報告第 12 号 知的資産経営 W E E K 2012 シンポジウム (業務第 3 部) 報告第 13 号 無料相談会運営委員会会議の開催について (無料相談会運営委員会) 報告第 14 号 無料相談会相談員事前説明会開催について (無料相談会運営委員会)</p> <p>諸報告</p>
<p>平成 24 年 11 月 17 日 (土) 午後 3 時</p>	<p>会長挨拶 議事録署名人の指名 前回理事会議事録 (案) の確認</p> <p>日程第 1 議決事項 議案第 1 号 監察部部員の選任について</p> <p>日程第 2 協議事項 協議第 1 号 理事会メーリングリスト (ML) の適切な使用に対して (総務部)</p>

	<p>協議第2号 行政書士会看板設置に係る契約書について (広報部)</p> <p>協議第3号 一般社団法人コスマス成年後見サポートセンター奈良県支部設立について (業務第3部)</p> <p>(追加)</p> <p>協議第4号 グループウェアの導入試験について (企画開発部)</p>
	<p>日程第3 報告事項</p> <p>報告第1号 新規入会登録者報告 (総務部)</p> <p>報告第2号 職務上請求書無償差し替えシフトについて (総務部)</p> <p>報告第3号 平成24年度専門土業連絡協議会講演会・懇親会の開催について (総務部)</p> <p>報告第4号 選挙管理委員会会議開催について (総務部)</p> <p>報告第5号 懇親旅行中止のお知らせ (総務部)</p> <p>報告第6号 平成24年度行政書士試験実施事務事前説明会 (総務部)</p> <p>報告第7号 行政書士試験事務実施について (総務部)</p> <p>報告第8号 広報月間の集計結果 (広報部)</p> <p>報告第9号 行政書士制度発足記念日について (広報部)</p> <p>報告第10号 研修実施報告 (5件) (研修指導部)</p> <p>報告第11号 平成24年度第3回基礎研修・オープン研修研修実施 (業務第1部)</p> <p>報告第12号 第4回研修実施 (業務第2部)</p> <p>報告第13号 第5回研修実施 (オープン研修) (業務第2部)</p> <p>報告第14号 民事グループ研修会 (坪田尚子グループ長) について (業務第3部)</p> <p>報告第15号 商工・風営グループ研修会 (木谷慎一郎グループ長) (業務第3部)</p> <p>報告第16号 無料相談会実施について (無料相談会運営委員会)</p> <p>報告第17号 法規等審査委員会会議開催について (法規等審査委員会)</p>
	諸報告
平成24年 12月15日(土) 午後3時	<p>会長挨拶</p> <p>議事録署名人の指名</p> <p>前回理事会議事録(案)の確認</p>
	<p>日程第1 議決事項</p> <p>議案第1号 紹紀委員会規則の一部改正について (再提案)</p> <p>議案第2号 奈良県行政書士会会員の処分に関する規則の制定について (再提案)</p> <p>議案第3号 奈良県行政書士会会員の処分の量定に関する要綱の制定について (再提案)</p> <p>議案第4号 奈良県行政書士会文書管理規則の制定について</p> <p>議案第5号 奈良県行政書士会会員の情報の取扱に関する規則の制定について</p>
	<p>日程第2 協議事項</p> <p>協議第1号 会費の減額申請について (総務部)</p> <p>協議第2号 平成25年度定時総会開催場所・日時について (総務部)</p> <p>協議第3号 平成25年度予算要求書等の提出依頼の件 (経理部)</p> <p>協議第4号 非行政書士事案について (監察部)</p> <p>協議第5号 本会退会者等に対する「退会時の注意事項」等に関する件 (監察部)</p> <p>協議第6号 平成25年3月15日主催予定のコンプライアンス研修について (監察部)</p> <p>協議第7号 研修体制・体系の一部改変に関する件 (研修指導部)</p>

	日程第3 報告事項
	報告第1号 職務上請求書無償差し替えシフト表について (総務部)
	報告第2号 11月予算執行状況について (経理部)
	報告第3号 平成24年度第2回オープン研修研修実施 (業務第1部)
	報告第4号 無料相談会実施について (無料相談会運営委員会)
	報告第5号 法規等審査委員会実施について (法規等審査委員会)
	報告第6号 全国法規・監察担当者会議について (監察部)
	報告第7号 商工・風営グループ研修会 (木谷慎一郎グループ長) (業務第3部)
	報告第8号 民事グループ研修会 (坪田グループ長) について (業務第3部)
	報告第9号 近畿地方協議会 申請取次行政書士担当者会議 (業務第3部)
	報告第10号 コスモス成年後見サポートセンター奈良県支部設置準備について (業務第3部)
	諸報告

## 会員の動き

平成24年11月20日現在

(個人会員数375名・法人会員数2社)

### 入会

(①=登録年月日 ②=氏名 ③=事務所所在地 ④=事務所名称 ⑤=事務所電話番号)

① 平成24年10月2日  
 ② 原 正司 (ハラ マサシ)  
 ③ 〒633-0074 桜井市芝992番地1 山口建設株式会社内2F事務所  
 ④ 原行政書士事務所  
 ⑤ 0744-43-8877



① 平成24年10月2日  
 ② 西田 茂 (ニシダ シゲル)  
 ③ 〒633-0253 宇陀市榛原萩原2577番地  
 ④ 西田行政書士事務所  
 ⑤ 0745-82-4553



① 平成24年10月2日  
 ② 柳迫 早司 (ヤナギサコ ハヤシ)  
 ③ 〒630-8113 奈良市法蓮町2057番地の1  
 ④ ほほえみ行政書士事務所  
 ⑤ 0742-22-1321



① 平成24年10月2日  
 ② 相賀 文絵 (アイガ フミエ)  
 ③ 〒630-8141 奈良市南京終町1丁目108番地の1 奈良ガーデンハイツ217号  
 ④ 行政書士バンビ事務所  
 ⑤ 0742-94-3530



- ① 平成 24 年 10 月 15 日  
② 田中 博子 (タナカ ヒロコ)  
③ 〒633-0061 桜井市大字上之庄 779 番地の 4  
④ こころ行政書士事務所  
⑤ 0744-42-5323



- ① 平成 24 年 10 月 15 日  
② 小林 薫 (コバヤシ カオル)  
③ 〒631-0065 奈良市鳥見町一丁目 16 番地の 19  
④ 行政書士オーランド法務事務所  
⑤ 090-8484-9367



- ① 平成 24 年 10 月 15 日  
② 岡崎 秀永 (オカザキ ヒデナガ)  
③ 〒632-0071 天理市田井庄町 689 番地 プライムヒルズ 603  
④ 岡崎行政書士事務所  
⑤ 080-1503-3302



- ① 平成 24 年 11 月 1 日  
② 櫻本 勝昌 (サクラモト カツマサ)  
③ 〒635-0123 高市郡高取町大字市尾 989 番地  
④ アンサー行政書士事務所  
⑤ 090-8200-2672



- ① 平成 24 年 11 月 1 日  
② 野間野 敬三 (ノマノ ケイゾウ)  
③ 〒635-0045 大和高田市中三倉堂 2 丁目 7 番 6 号  
④ 行政書士野間野敬三事務所  
⑤ 0745-43-5026



- ① 平成 24 年 11 月 1 日  
② 岡崎 仁 (オカザキ ヒトシ)  
③ 〒631-0816 奈良市西大寺本町 2 番 20 号 プラムキャッスル 605  
④ かえで行政書士事務所  
⑤ 0742-30-1245



- ① 平成 24 年 11 月 15 日  
② 石倉 一利 (イシクラ カズトシ)  
③ 〒630-0223 生駒市小瀬町 830 番地 3  
④ 行政書士石倉一利事務所  
⑤ 0743-76-5490



- ① 平成 24 年 12 月 1 日  
② 芦高 信一 (アシタカ ノブカズ)  
③ 〒635-0144 高市郡高取町大字越智 362 番地 1  
④ 行政書士あしたか事務所  
⑤ 0745-62-4875



- ① 平成 24 年 12 月 1 日  
② 北村 善明 (キタムラ ヨシアキ)  
③ 〒639-0211 北葛城郡上牧町滝川台 1 丁目 11 番 5 号  
④ 真秀行政書士事務所  
⑤ 0745-78-5470



- ① 平成 24 年 12 月 15 日  
② 高良 异 (タカラ ノボル)  
③ 〒630-8113 奈良市法蓮町 1921 番地 75  
④ 高良行政書士事務所  
⑤ 0742-26-6145



## 変更

(①=事務所所在地 ②=事務所電話 ③=事務所名称)

変更年月日	変更事項	氏名	事務所所在地・事務所電話・事務所名称
平成24年8月15日	事務所電話	廣沢 成徳	① 〒636-0905 生駒郡平群町上庄2丁目2番1号 ② 070-5674-5787 ③ ヒロ行政書士事務所
平成24年9月14日	事務所電話	森 喜代一	① 〒639-1025 大和郡山市北西町114番地27 ② 0743-56-6111 ③ 森行政書士事務所
平成24年10月15日	事務所電話	井上 洋行	① 〒632-0122 天理市福住町4210番地3 ② 090-3353-7947 ③ 井上洋行行政書士事務所
平成24年11月15日	事務所所在地	安部 浩一	① 〒635-0015 大和高田市幸町4-8 ユニライフ大和高田405号 ② 0745-60-2605 ③ 安部行政書士事務所
平成24年11月15日	事務所電話	西澤 伸明	① 〒633-0053 桜井市大字谷176番地 ② 0744-35-4830 ③ 西澤行政書士事務所
平成24年11月15日	事務所所在地	及川 健太	① 〒630-0257 生駒市元町1丁目3-4 山田ビル3F ② 0743-75-1120 ③ 行政書士及川法務事務所
平成24年11月15日	事務所所在地 事務所名称	村田 忠和	① 〒630-8104 奈良市奈良阪町2337 ② 0742-22-2891 ③ 行政書士村田忠事務所

## 退会

退会年月日	氏名	事務所所在地・事務所電話	事由
平成24年9月30日	河合 亨	〒639-0276 葛城市當麻875番地 0745-48-4106	廃業
平成24年10月16日	岡田 重満	〒639-3127 吉野郡大淀町大字馬佐568番地の1 0746-32-5204	廃業
平成24年10月30日	中本 賢治	〒634-0821 檜原市西池尻町494番地の25 0744-29-2345	廃業

## 本会の動き

9.26	正副会長連絡会議	於 事務局	10.16	経理部会	於 事務局
10.1	各報道機関表敬訪問	於 奈良市	10.16	無料相談員説明会	於 会議室
10.2	無料相談会運営委員会	於 事務局	10.17	インターネット研修	於 会議室
10.3	各報道機関表敬訪問	於 奈良市	10.18~19	全国事務局長連絡会議	於 東京都
10.3	全国建設業担当者会議	於 東京都	10.18	業務第1部基礎研修	於 奈良市
10.4	監察部会	於 会議室	10.18	業務第1部オーブン研修	於 奈良市
10.7~8	無料相談会	於 檜原市	10.18	知的資産経営WEEK2012	
10.9	経理部会	於 事務局		シンポジウム運営PT会議	於 大阪市
10.11	無料相談会	於 会議室	10.19	国際グループ研修会	於 会議室

10.19	知的財産権グループ研修会	於 会 議 室	11.22	経審研修会	於 会 議 室
10.20	理事会	於 会 議 室	11.26	知的資産経営WEEK2012シンポジウム	於 大 阪 市
10.22	広報部会	於 会 議 室	11.27	近協「申請取次行政書士担当者会議」	於 大 阪 市
10.23	専門士業連絡協議会講演会、懇親会	於 奈 良 市	11.27	大阪入管との連絡協議会	於 大 阪 市
10.24	平成24年度王寺一日合同行政相談所	於 王 寺 町	11.28	基礎研修 第6回期日	於 会 議 室
10.25	無料相談会	於 会 議 室	11.28	近協「近畿建設会議」	於 大 阪 市
10.26	民事グループ会	於 会 議 室	11.29	コスモス(成年後見関係)会議	於 事 務 局
10.26	研修実施連絡会	於 会 議 室	11.29	商工・風営グループ会	於 会 議 室
10.26	選挙管理委員会	於 会 議 室	11.29	法規等審査委員会	於 事 務 局
10.27	業務第2部会	於 会 議 室	11.30	インターネット特別研修(行政不服審査法)	於 会 議 室
10.29~31	第2回新規登録会員研修	於 会 議 室	12. 1	専門士業ゴルフコンペ	於 奈 良 市
11. 1	商工・風営グループ研修会	於 会 議 室	12. 5	広報部会	於 会 議 室
11. 2	平成24年度行政書士試験説明会	於 奈 良 市	12. 6	監察部会	於 会 議 室
11. 6	法規等審査委員会	於 会 議 室	12. 7	インターネット全国研修会	於 会 議 室
11. 6	監察部会	於 会 議 室	12. 7	民事グループ会	於 会 議 室
11. 6	広報・監察合同部会	於 会 議 室	12.10	経理部会	於 事 勿 局
11. 8	経理部会	於 事 勿 局	12.10	研修実施連絡会	於 会 議 室
11. 8	無料相談会	於 会 議 室	12.10	広報部会	於 会 議 室
11. 9	日行連と近協各単位会との連絡会	於 京 都 市	12.12	DVD放映による研修会	於 檜 原 市
11.11	平成24年度行政書士試験	於 三 郷 町	12.12	近畿地方協議会HP担当者会議	於 大 阪 市
11.16	業務第1部オープン研修	於 会 議 室	12.13	無料相談会	於 会 議 室
11.17	業務第2部オープン研修	於 会 議 室	12.15	理事会	於 会 議 室
11.17	理事会	於 会 議 室	12.17~19	平成24年度ADR調停人講師養成研修	於 大 阪 市
11.20	インターネット全国研修	於 会 議 室	12.19	基礎研修 第7回期日	於 会 議 室
11.20	広報部会	於 会 議 室	12.20	商工・風営グループ会	於 会 議 室
11.21	「入管業務の最新情報」に関する研修会	於 大 阪 市	12.26	コスモス会議	於 会 議 室
11.21~22	全国法規・監察担当者会議	於 東 京 都			

## 編 集 後 記

新年あけましておめでとうございます。

平成25年、第1回目の「行政なら」発刊にあたり一言ご挨拶申し上げます。

今年も、本誌を通じて行政書士の活動を広く皆様に知っていただき、国民生活の利便に少しでも寄与できるよう、努めて参ります。

よりよい紙面作りを目指しておりますので、皆様からのご意見、ご要望もお待ち致しております。

(広報部部員 木田 和宏)

## 行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は使命に徹し、名譽を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正、誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



表紙の言葉

獅子舞

(文・絵 Y.Y氏)

(文 字 鈴木基舟氏)

行政 奈良 第119号

平成25年1月1日発行

発行人 末廣元孝

発行所 奈良県行政書士会

〒630-8241

奈良県奈良市高天町10番地の1

(株)T. T. ビル3階)

TEL. 0742-95-5400

FAX. 0742-26-6400

電子メールアドレス : gyosei@gyoseinara.or.jp

ホームページアドレス : <http://www.gyoseinara.or.jp/>

# 謹賀新年

会長 末廣元孝  
 副会長 川合利章  
 副会長 丹正祐子  
 副会長 樋口一也

理事 (総務部部長)	浅井 彰文	綱紀委員会委員長	中木 片倉	保比 古
理事 (経理部部長)	谷口 真人	綱紀委員会副委員長	山本 櫛尾	靖 浩
理事 (広報部部長)	松田 登美子	綱紀委員会委員	平松 杉上	聖秀子
理事 (企画開発部部長)	木谷 慎一郎		山崎 本野	美惠子
理事 (監察部部長)	松岡 順司		田好 雅博	一慶
理事 (研修指導部部長)	土谷 正典		野嶋 龍雅	雅規
理事 (業務第1部部長)	遠山 健太郎	選挙管理委員会委員長	上嶋 本野	嗣之昭
理事 (業務第3部部長)	遠奥 隆	選挙管理委員会副委員長	山田 好利	美孝
理事 (総務部副部長)	二宮 聰介	選挙管理委員会委員	山崎 田嶋	明人
理事 (経理部副部長)	二山 身江子		貝久 重利	望樹
理事 (広報部副部長)	杉山 肅		三好 龍利	子郎
理事 (監察部副部長)	高野 二郎		高谷 梅	英良
理事 (研修指導部副部長)	板倉 靖史		米吉 木口	慎一郎
理事 (業務第1部副部長)	飯田 崇史	ADR推進委員会委員長	田中 屋	司
理事 (業務第2部副部長)	高野 二郎	ADR推進委員会副委員長	好野 口屋	孝人
理事 (業務第3部副部長)	坪田 尚子	ADR推進委員会委員	三吉 田中	元直
相談役	中山 保比古		木戸 谷	
法規等審査委員会委員長	浅井 彰文		乾未廣	
法規等審査委員会副委員長	乾政靖		安川	
法規等審査委員会委員	板倉 剛			
"	坂本 一			

会員の皆様、新春のお慶びを  
 申し上げます。  
 本年も、一層のご指導の程  
 お願い申し上げます。

